

柚木道義氏に対する党規約及び倫理規則の適用について（案）

国民民主党幹事長
古川 元久

柚木道義氏は8月22日（水）午前9時に党本部総務局に「離党届」を提出し、代表、幹事長に直接説明することも無く直ちに記者会見を行った。この事態を受けて執行役員会で協議を行った結果、総務会に以下の方針を発議する。

- 国民民主党代表選挙告示・立候補受付開始の直前に行われた柚木氏の行為は、党の名誉及び信頼を傷つけ、また党の結束を乱す背信行為であるとみなさざるを得ず、有権者をいたずらに混乱させる行為である。
- これらの行為は、党規約第43条第1項の「党の名誉及び信頼を傷つける行為」、党倫理規則第2条の「党の結束を乱す行為」に抵触するものであり、重大な反党行為と認められる。
- 以上から、離党届は受理せず、柚木道義氏を党規約及び倫理規則にもとづき、「除籍処分」（党規約第43条第4項第三号、倫理規則第4条第2項第三号）とすることが相当と判断する。

以上